

平成二十七年三月十七日提出
質問第一四九号

一般法人に関する再質問主意書

提出者 緒方林太郎

一般法人に関する再質問主意書

一 公益法人制度改革関連三法の結果、それまでの国主管の公益法人（以下「旧公益法人」という。）から一般社団法人、一般財団法人に移行した法人について以下の通り質問する。

（一） それらの法人について、政府から委託、補助等、その形態を問わず、一般法人に対して年間十億円以上の支出が行われているケースを、昨年度、今年度について、法人名、金額等を明示した上で列挙ありたい。

（二） （一）において答弁のあった法人に、理事以上のポストで、国家公務員が現役出向又は国家公務員OBが再就職しているケースを列挙ありたい。

（三） 旧公益法人に求められていた情報公開と、一般社団法人、一般財団法人に求められる情報公開との間には、どの程度の違いがあるのか。

二 衆議院議員緒方林太郎君提出一般法人に関する質問に対する答弁書四について、「なお、一般論としては、個人から一般社団法人等といった持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）があつた場合において、その贈与等によりその贈与等をした者の親族等の相続税又

は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときには、その法人を個人とみなして、相続税又は贈与税を課することになるといった税制上の措置が講じられているところである。」とある。

(二) 「その贈与等をした者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する」とは、どの程度の減少を指すのか。

(二) 当該税制上の措置を講じたケースは、これまでどの程度あるのか。

なお、本主意書に対する答弁については、国会法第七十五条第二項に定めのある期限内の答弁を求めないので、出来る限り、具体的な答弁に努められたい。

右質問する。